

函南町災害廃棄物処理計画

平成 31 年 3 月（策定）

令和 4 年 9 月（改訂）

函 南 町

【目次】

第1章	基本的事項	
第1節	計画の目的及び背景	1
第2節	計画の基本的考え方	2
第3節	想定する災害	4
第4節	一般廃棄物処理施設	5
	1 一般廃棄物処理施設の災害対策	
第5節	対象とする災害廃棄物	6
	1 対象とする災害廃棄物	
第6節	対象とする災害廃棄物の発生量	7
	1 災害廃棄物（指定避難所ごみ・し尿を除く）の発生 想定量	
	2 生活ごみ・指定避難所ごみ（し尿を除く）の発生 想定量	
	3 仮設トイレ等のし尿の発生想定量	
第7節	災害廃棄物等処理方針	10
	1 生活ごみの処理体制	
	2 指定避難所ごみの処理体制	
	3 仮設トイレ等のし尿の処理体制	
	4 仮置場の設置・管理・運営	
	5 一次仮置場の分別フロー	
第8節	災害廃棄物の収集運搬	17
第9節	災害廃棄物の処理フロー	18
第10節	分別・処理・再資源化	19
第11節	環境対策と環境モニタリング	19
第12節	損壊家屋等の解体・撤去	20
第13節	最終処分	21
第14節	有害廃棄物・処理困難物対策	21
第15節	思い出の品	22
第16節	住民等への広報	22
第17節	広域処理	23
第18節	許認可の取り扱い	23

第 2 章	事前準備	
第 1 節	対象とする業務	24
	1 対象とする業務	
第 2 節	組織体制	25
	1 町・県・国の役割	
	2 内部組織と指揮命令系統	
	3 情報収集と連絡体制	
	4 協力・支援体制	
	5 職員への訓練	
	6 業務継続計画（BCP）の策定	
第 3 章	災害応急対応 初動期（発災直後から 1 週間程度）	
第 1 節	組織体制・指揮命令系統の確立	32
第 2 節	被災情報の収集	32
第 3 節	自衛隊等との連絡	32
第 4 節	廃棄物処理施設の補修及び稼働	32
第 5 節	収集運搬体制の確保	33
第 6 節	道路上の災害廃棄物の撤去	33
第 7 節	指定避難所ごみ等生活ごみの処理	33
第 8 節	災害用トイレの必要数の確保・設置	34
第 9 節	し尿の収集・運搬、受入施設の確保	35
第 10 節	住民への広報	35
第 11 節	仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保	36
第 12 節	環境モニタリングの実施	36
第 13 節	有害物・危険物の撤去	36
第 4 章	災害応急対応 応急対策（発災 1 週間程度から 3 ヶ月後）	
第 1 節	仮置場の設置・管理	37
第 2 節	倒壊の危険のある建物の撤去（必要に応じて解体）	37
第 3 節	被災自動車等の撤去	38
第 4 節	有害物・危険物の撤去	38
第 5 節	仮設トイレの管理	38
第 6 節	最終処分受入先の確保	39
第 7 節	相談窓口の設置	39
第 8 節	思い出の品等	39
第 9 節	広報活動の継続	39

第 5 章	災害復旧・復興対策（発災 3 ヶ月後から 3 年程度）	
第 1 節	組織体制・指揮命令系統の見直し	40
第 2 節	災害廃棄物処理実行計画の見直し	40
第 3 節	災害廃棄物処理見込み量の見直し	40
第 4 節	処理フローや処理スケジュール等の見直し	40
第 5 節	収集運搬体制の見直し	40
第 6 節	仮置場の管理・運営・撤去	40
第 7 節	環境モニタリングの実施	40
第 8 節	復興資材への活用	41
第 9 節	処理事業費の確保	41
第 6 章	特記事項	
第 1 節	本計画の想定を下回る災害への対応	42
第 2 節	災害廃棄物処理事業費補助金	42
第 3 節	土壌汚染対策法	42
第 4 節	生活環境影響調査	42
第 5 節	廃棄物処理法による再委託禁止	42
第 6 節	地元雇用	43
第 7 節	産業廃棄物処理事業者の活用	43
第 8 節	計画の見直し	44
第 7 章	資料編	
	関係機関連絡先（行政機関）	45
	関係機関連絡先（事業者）	46
	災害廃棄物処理に関する応援協定等の一覧（函南町）	47
	災害廃棄物処理に関する応援協定等の一覧（静岡県）	49
	災害廃棄物の組成割合の設定（重量換算）	49
	一般廃棄物処理施設の保有車両・重機一覧	50
	静岡県第 4 次地震被害想定における指定避難所避難者 数の推計結果	50
	ライフラインの被害想定	51
	一般廃棄物焼却処理施設 高位シナリオ、中位シナリオの 条件	51
	一般廃棄物最終処分場 高位シナリオ、中位シナリオの 条件	51
	仮置場必要面積算定条件	51
	一次仮置場面積	52
	二次仮置場面積	52

最終処分場の埋立実績と残余容量	52
災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内	53

第1章 「基本的事項」

第1節 計画の目的及び背景

平成23年3月11日（2011年）の東日本大震災、令和元年10月12日（2019年）の令和元年東日本台風（台風第19号）などの教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

地方公共団体が発災前の準備に関する国の指針として、厚生労働省から「震災廃棄物対策指針（厚生労働省生活衛生局水道環境部、平成10年10月）」が示されていたが、東日本大震災を契機として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）」が示され、さらに近年発生した災害を踏まえ、指針が平成30年3月に改定された。

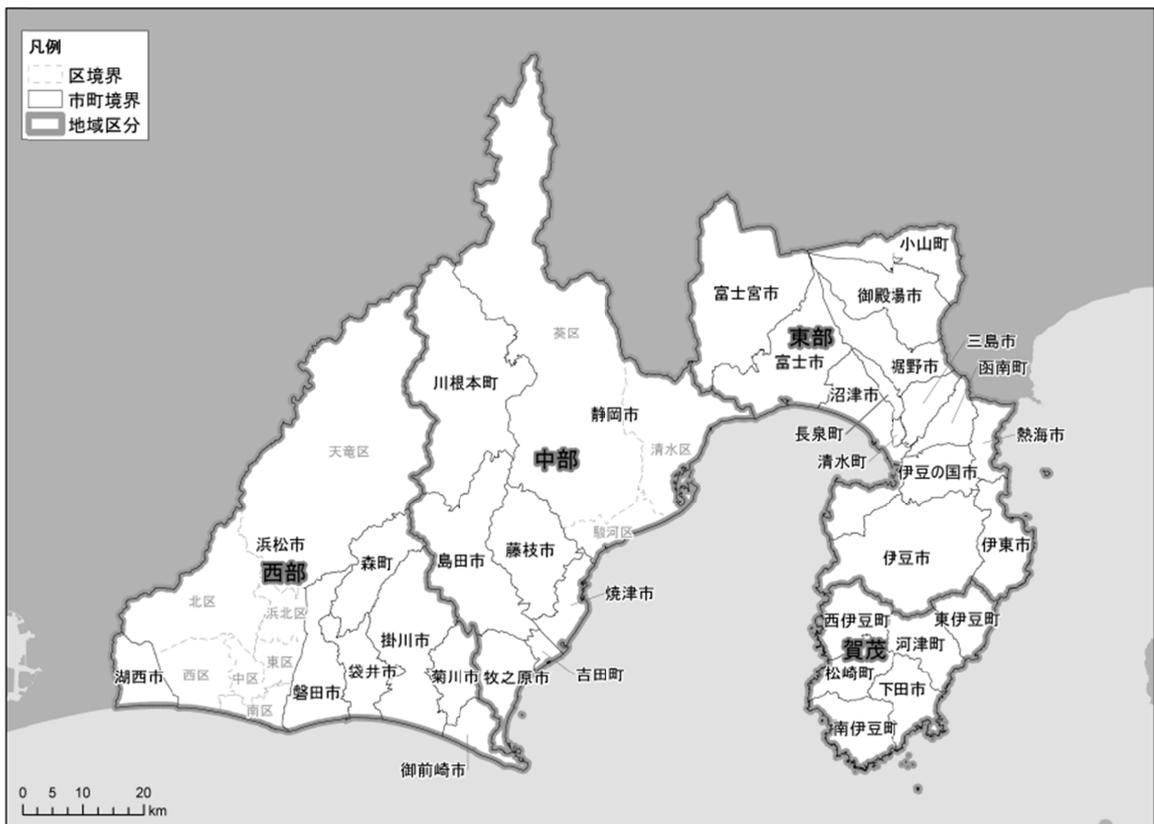
この指針において、市区町村は、国が策定する「廃棄物処理施設整備計画」、本指針及び行動指針等を踏まえながら、都道府県が策定する「災害廃棄物処理計画」、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」その他の防災関連指針、計画等と整合性を図るとともに、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を「一般廃棄物処理計画」に規定し、非常災害発生時に備えた「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、適宜見直しを行う。また、市区町村は、非常災害時には、「災害廃棄物処理計画」に基づき被害の状況等を速やかに把握し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の処理を行うことが求められている。

「静岡県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）では、国の災害廃棄物対策指針に基づき、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援する側となった場合に想定される事項も合わせ、計画としている。

「函南町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、国の災害廃棄物対策指針及び「県計画」を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

なお、「函南町地域防災計画」や被害想定が見直された場合、また、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合などの状況の変化に合わせ、追加・修正を行っていくこととする。

図1 函南町位置図



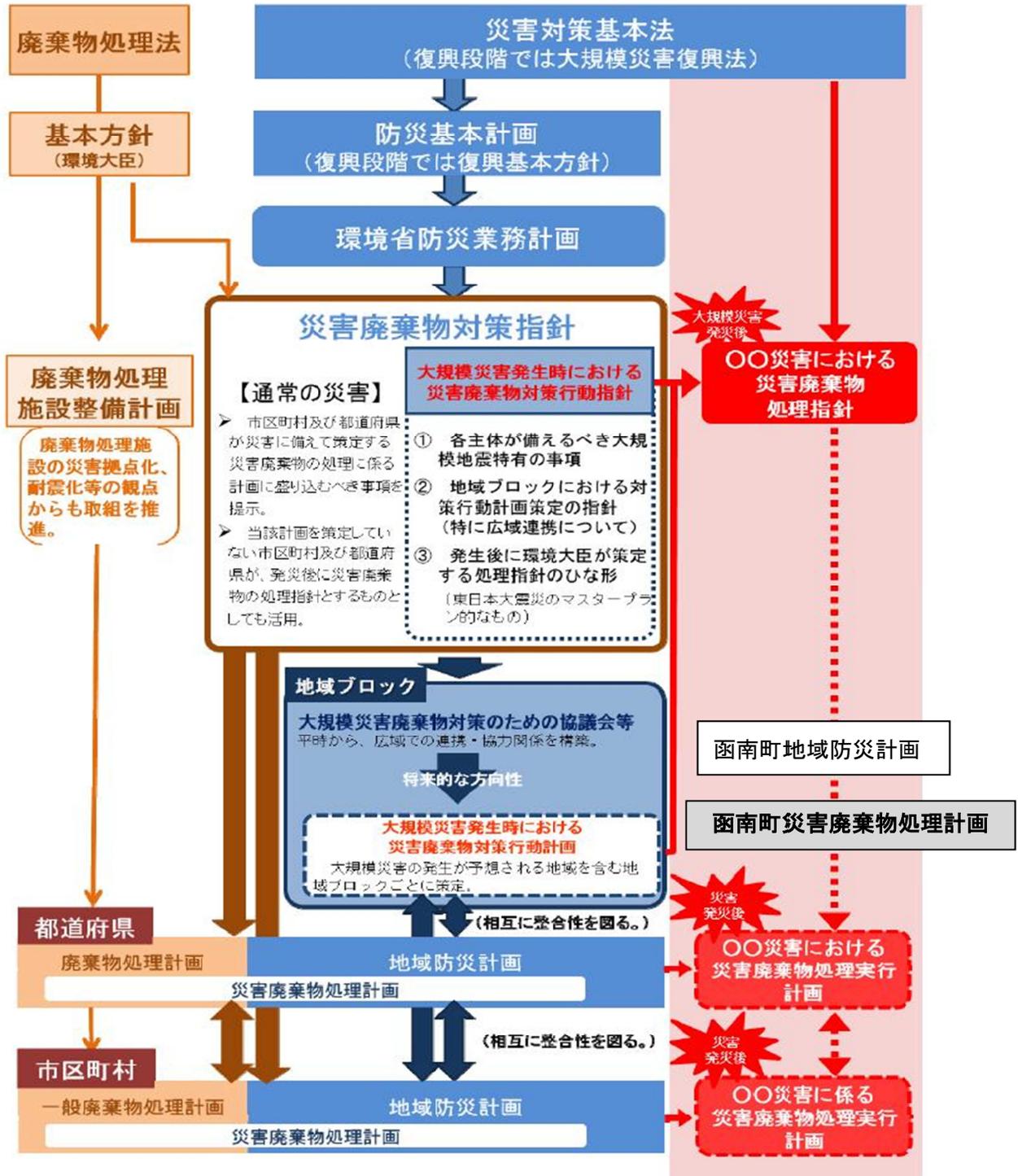
第2節 計画の基本的考え方

本計画は、国及び県の廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画と整合性を図りながら災害時における廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に必要な事項をとりまとめたものである。

計画の基本的な考え方は、次に示すとおりである。

- (1) 災害廃棄物は一般廃棄物であるので、処理の責任は町が負うことになる。町単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も盛り込んだ計画とする。
- (2) 本計画は国の災害廃棄物対策指針及び県計画、静岡県地域防災計画（静岡県第4次地震被害想定）を踏まえた内容とする。
- (3) 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行うこととする。

図2 函南町災害廃棄物処理計画の位置付け



※静岡県地域防災計画と函南町地域防災計画の整合性を図る。

※県計画と本計画の整合性を図る。

第3節 想定する災害

本計画で想定する災害は、県計画で想定する南海トラフ地震等の地震災害及び水害その他の自然災害とする。

地震災害については、地震動により直接生じる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、冠水、土石流や崖崩れなどの被害を対象とする。

想定地震の規模

想定地震	レベル	地震の種類	マグニチュード	建築物被害想定	
				全壊（棟）	半壊（棟）
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	1	東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震	8.0	約 80	約 500
	2	南海トラフ巨大地震	9.0	約 100	約 600
相模トラフ沿いで発生する地震	1	大正型関東地震	7.9	約 300	約 1,200
	2	元禄型関東地震	8.1	約 400	約 1,500

※静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）より

想定土砂災害の被害予測

項目		箇所数	合計
土砂災害警戒区域	土石流	37	143
	地滑り	1	
	急傾斜	105	
土砂災害特別警戒区域	土石流	27	132
	地滑り	0	
	急傾斜	105	

※静岡県土砂災害（特別）警戒区域の指定状況より

（参考）過去に発生した主な災害1（風水害）

項目	内容
水害	平成10年8月末豪雨（台風第4号）（平成10年8月30日）
気象概要	【丹那雨量観測所（県）】 ・累加雨量 288mm ・2時間最大雨量 111mm
	【桑原雨量観測所】 ・累加雨量 280mm ・2時間最大雨量 127mm
人的被害	・死者2名 ・負傷者2名
建物被害等	・全壊25棟 ・半壊24棟 ・床上浸水264棟 ・床下浸水298棟

(参考) 過去に発生した主な災害 2 (風水害)

項目	内容
水害	令和元年東日本台風 (台風第 19 号) (令和元年 10 月 12 日)
気象概要	【丹那雨量観測所 (県)】 ・累加雨量 537mm ・時間最大雨量 45mm
	【桑原雨量観測所】 ・累加雨量 633mm ・時間最大雨量 66mm
人的被害	なし
建物被害等	・全壊 4 棟・半壊 3 棟・一部損壊 71 棟 ・床上浸水 371 棟 ・床下浸水 137 棟
災害廃棄物	仮置場 5 か所 511.1t (函南小第 2 グラウンド 242.99t、新田地区仮置場 203.58t (3 か所)、畑毛地区仮置場 57.99 (2 か所)、丹那地区仮置場 6.54t (1 か所))

第 4 節 一般廃棄物処理施設

1 一般廃棄物処理施設の災害対策

全ての施設において、廃棄物処理施設に係る災害応急体制を整備するため、運転に必要な薬剤の確保や補修に必要な資機材の整備を行うとともに、車両や機器等を常時整備し、緊急出勤できる体制を構築する。

施設・車両の老朽化が進んでいるため、改修・更新計画に基づき定期的な工事が必要である。車両についても同様に計画的な更新が必要である。

一般廃棄物処理施設の概要と災害対策計画

施設名	供用開始年度	施設規模	災害対策計画
函南町ごみ焼却場	平成 12 年	105t/24h (52.5t/24h × 2 炉)	薬剤の確保、必要な資機材の備蓄等、非常用発電機の点検整備
函南町リサイクルプラザ	平成 12 年	15t/5h	必要な資機材の備蓄、車両や機器等の整備
函南町一般廃棄物最終処分場	昭和 62 年	63,602m ³	薬剤の確保、必要な資機材の備蓄、小型発電機の設置等
函南町し尿処理場 (こだま苑)	昭和 60 年	20 kℓ/8h	薬剤の確保、車両や機器等の整備、必要な資機材の備蓄

ごみ焼却施設の処理可能量

施設名	年間処理量 (t/年度) (過去 5 年間より) (A)	稼働年数 (年)	処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年度) (年 300 日) (B)	処理能力に対する余裕分の割合 (%)	処理可能量 (t/年度)	
						高位シナリオ	中位シナリオ
函南町ごみ焼却場	16,350	22	105	31,500	48.1 {1-(A/B)} × 100	3,270	1,635

し尿処理場の処理可能量

施設名	年間処理量 (t/年度) (過去 5 年間) (A)	稼働年数 (年)	処理能力 (kℓ/日)	年間処理能力 (kℓ/年) (B)	処理能力に対する余裕分の割合 (%)
函南町 し尿処理場	3,463	47	20	4,000	13.43 [1 - (A/B)] × 100

最終処分場の処理可能量

施設名	埋立容量 (覆土含む) (m ³ /年度) (過去 5 年間)	残余容量 (m ³)	埋立処分可能量 (m ³ /年度)	
			高位シナリオ	中位シナリオ
函南町 最終処分場	192.02	4,113.44	76.81	38.40

第5節 対象とする災害廃棄物

1 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は、次に示すとおりである。道路や公共施設、鉄道等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本である。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。

対象とする災害廃棄物（指定避難所ごみ・し尿を除く）

NO.	種類	備考
1	可燃物/可燃系混合物	水濡れ、汚れた繊維類（衣類）、紙、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
2	木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱・はり・型材などの廃材木
3	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被災により使用できなくなったもの
4	腐敗性廃棄物	被災家屋の冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
5	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリート、プラスチックやガラス等
6	コンクリートがら	コンクリート片、ブロックやアスファルトくず等
7	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
8	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）で、被災により使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理

NO.	種 類	備 考
9	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電製品（家電4品目を除く）で、被災により使用できなくなったもの
10	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理 ※処理を行うためには、所有者の意思確認が必要となるため、仮置場での保管方法や期間について警察等と協議する。
11	思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
12	死亡した愛玩動物及び獣畜等	災害によって死亡し、引き取り手のない愛玩動物（犬、猫等）及びその他の獣畜等
13	その他、適正処理が困難な廃棄物	有害物（アスベスト（石綿）含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、石膏ボード、タイヤ等

被災者や避難者の生活に伴い発生する災害廃棄物

種 類	備 考
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
指定避難所ごみ	指定避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレ等のし尿	指定避難所等から排出される汲み取りし尿

※平常時に排出される生活ごみは対象外とする。

第6節 対象とする災害廃棄物の発生量

1 災害廃棄物（指定避難所ごみ・し尿を除く）の発生想定量

災害廃棄物発生想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」（南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース、津波：ケース①）の被害想定で示すとおりである。

災害廃棄物（指定避難所ごみ・し尿を除く）の発生想定量

被害想定	災害廃棄物等発生量 (t)			災害廃棄物等発生量 (m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
レベル2 南海トラフ巨大地震 東側ケース	11,000	—	11,000	10,000	—	10,000

分類別の災害廃棄物発生量（重量）

分類	可燃混合物	不燃混合物	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他	計
重さ (t)	1,650	3,080	330	5,170	660	110	11,000

2 生活ごみ・指定避難所ごみ（し尿を除く）の発生想定量

「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」における、月当たりの生活ごみ発生量及び指定避難所ごみ発生想定量の推計（最大）は、次に示すとおりである。

函南町の生活ごみ発生想定量（t/月）

発生～3ヶ月			3ヶ月～半年			半年～1年後		
家庭ごみ	粗大ごみ	計	家庭ごみ	粗大ごみ	計	家庭ごみ	粗大ごみ	計
約1,100	約300	約1,400	約1,100	約100	約1,200	約1,100	約100	約1,200

※家庭ごみ=可燃ごみ+資源ごみ 粗大ごみ=不燃ごみ+その他と定義

生活ごみ原単位（kg/人・日）

発生～3ヶ月		計算式
①家庭ごみ	②粗大ごみ	
0.974 (家庭ごみ発生量/人口/日)	0.265 (粗大ごみ発生量/人口/日)	1,100t/37,639人/30日=0.974kg 300t/37,639人/30日=0.265kg

※令和2年3月31日現在人口で算出

指定避難所ごみ発生想定量の推計（最大）（t/日）

被害想定	地区名	避難者想定数 (人)	ごみ発生想定量 (t/日)	計算式
レベル2 南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	指定避難所10か所	6,372	7.89	(家庭ごみ(0.974) + 粗大ごみ(0.265)) × 避難者想定数(6,372) = 7.89t

※1人1日当たり1,258g（生活ごみ原単位（発生から3ヶ月）で推計）

3 仮設トイレ等のし尿の発生想定量

断水のおそれがあることを考慮し、指定避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用するため、一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。また、断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを使用すると仮定する。

断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道に支障をきたす世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

災害廃棄物（し尿）発生想定量（指定避難所を除く）

し尿発生想定量（ℓ/日）	①11,773人×②1.7ℓ/人・日	19,946（ℓ/日）（58,664回分）
--------------	--------------------	-----------------------

災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量（ℓ/日）	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量 ①11,773人×②1.7ℓ/人・日（1人1日5回：1回当たり0.34ℓ）									
①災害時におけるし尿収集必要量	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口 ③11,561人+④172人									
②1日1人平均排出量	1.7ℓ/人・日									
③仮設トイレ必要人数	⑤断水による仮設トイレ必要人数 ⑤11,561人									
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口×（汲取人口/総人口） ⑥172人×（⑥172人/⑧37,639人） 汲取人口 ⑥計画収集人口 172人									
⑤断水による仮設トイレ必要人数	水洗化人口×（水洗化人口/総人口）×上水道断水率×1/2 ⑦37,467人×（37,467人/37,639人）×62%×1/2 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">⑦水洗化人口 37,467人</td> <td>平常時に水洗トイレを使用する住民数 （公共下水道人口 24,151人、合併処理浄化槽人口 2,907人、農業集落排水処理人口 111人、単独処理浄化槽人口 10,298人）</td> </tr> <tr> <td>⑧総人口 37,639人</td> <td>水洗化人口 37,467人+非水洗化人口 172人</td> </tr> <tr> <td>上水道断水率 62%</td> <td>地震による上水道の被害率（1週間後）</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定</td> </tr> </table>		⑦水洗化人口 37,467人	平常時に水洗トイレを使用する住民数 （公共下水道人口 24,151人、合併処理浄化槽人口 2,907人、農業集落排水処理人口 111人、単独処理浄化槽人口 10,298人）	⑧総人口 37,639人	水洗化人口 37,467人+非水洗化人口 172人	上水道断水率 62%	地震による上水道の被害率（1週間後）	1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑦水洗化人口 37,467人	平常時に水洗トイレを使用する住民数 （公共下水道人口 24,151人、合併処理浄化槽人口 2,907人、農業集落排水処理人口 111人、単独処理浄化槽人口 10,298人）									
⑧総人口 37,639人	水洗化人口 37,467人+非水洗化人口 172人									
上水道断水率 62%	地震による上水道の被害率（1週間後）									
1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定									
⑥計画収集人口	172人（令和2年3月31日現在）									
⑦水洗化人口	37,467人（令和2年3月31日現在）									
⑧総人口	37,639人（令和2年3月31日現在）									

※災害廃棄物対策指針 技術資料、静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）、函南町生活排水処理基本計画より

指定避難所の災害廃棄物（し尿）収集量

し尿収集量（ℓ/日）	6,372人×62%×1.7ℓ/日	6,716（ℓ/日）（19,753回分）
------------	-------------------	----------------------

指定避難所トイレ需要量（使用回数）

被害想定	①推計避難者数	②上水道断水率	③下水道支障率	④1人1日当たり使用回数	⑤トイレ使用回数 ①×（②OR③）×④
レベル2 南海トラフ巨大地震 （東側ケース）	6,372人	62%	3%	5回（1.7ℓ） （1回当たり 0.34ℓ）	19,753回（1日） 6,716（ℓ/日） 59,259回（3日） 138,271回（1週間）

※推計避難者数は、ピーク時の発災1週間後の避難者数で算出。

※上水道断水率・下水道支障率は、静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）1週間後による。

第7節 災害廃棄物等処理方針

発災後、被災状況の把握に努め、関係部局との連携や情報収集など廃棄物処理を行うための体制を早期に構築する。

災害廃棄物は、「生活ごみ・指定避難所ごみ・仮設トイレ等のし尿」の3つに分類され、処理に当たっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、処分量の削減に努める。

また、早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り短時間での処理を目指し、最長でも発生から3年程度で災害廃棄物の処理を終えることとする。発災後の時期区分と特徴は次に示すとおりである。

発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被災状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※災害廃棄物対策指針より

1 生活ごみの処理体制

生活ごみは、原則としてごみ置場で収集し、既存の施設で処理を行う。ただし、一次仮置場を設置し、仮置場の災害廃棄物の処理業務等によりごみ置場の収集業務等に支障をきたした場合は、ごみ置場での収集を一時停止する。ごみ置場での収集を停止した場合は様々な方法で住民へ周知を行う。

既存の施設等の被災により廃棄物の処理に支障をきたした場合は、仮置場への一時保管及び協定の締結等による県や他市町等への処理を依頼する。

2 指定避難所ごみの処理体制

指定避難所ごみは、原則として仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行う。

(1) 保管場所の確保

指定避難所を開設したときは、指定避難所臨時ステーション（ごみ置場）（令和2年9月策定）を参考に各指定避難所へごみ置場を設置する。

3 仮設トイレ等のし尿の処理体制

仮設トイレ等のし尿（汲み取り）は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ汲み取りの依頼をし、既存の施設で処理を行う。

簡易トイレのし尿等については、可燃ごみとして処分するため、専用のポリ袋等を配備し、衛生面に十分注意をし、避難所ごみ置場の分別に基づき処理を行う。

備蓄トイレ供給量

トイレ種類	備蓄数	トイレ供給量（回/基）	トイレ供給量 3日間（回・ℓ）	トイレ供給量 1週間（回・ℓ）
簡易トイレ	30	60	18,000（回）6,120（ℓ）	18,000（回）6,120（ℓ）
仮設トイレ（便槽式）	52	917	47,684（回）16,212（ℓ）	132,808回45,154（ℓ） (52×(917×2+720)（回）)
携帯トイレ等	49,825	49,825	49,825（回）16,940（ℓ）	49,825（回）16,940（ℓ）
マンホールトイレ	12	698	25,128（回）8,543（ℓ）	58,632（回）19,934（ℓ）
合計			140,637（回）47,816（ℓ）	259,265（回）88,150（ℓ）

※仮設トイレ（便槽式）は汲み取りにより繰り返し利用するものとし、汲み取り間隔を3日間とする。

4 仮置場の設置・管理・運営

仮置場は生活環境の確保・復旧のため、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、道路啓開や倒壊家屋等の撤去のために必要である。

災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場等の設置場所や場内の配置計画を検討する。

仮置場設置の際は、災害対策本部や関係部局と十分調整し、住民が災害廃棄物を自ら持ち込む場合等を踏まえ設置する。

仮置場の設置・管理・運営を行うに当たっての留意事項は次に示すとおりである。

- (1) 設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入動線等を決定する。
- (2) 風の強い場所に仮置場を設置する場合は、災害廃棄物の飛散防止に留意する。飛散防止策として、散水の実施、仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置等の保管対策を講じる。
- (3) 汚水等が土壌へ浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に、仮舗装や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等を行い、汚水による公共水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の対策を講じる。
- (4) PCB 廃棄物及びアスベスト（石綿）含有物、その他の有害・危険物の分別や管理に注意する。
- (5) 仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要がある。
- (6) 市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策を講じると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておく。
- (7) 仮置場には、トラックスケールを設置するとともに、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量等を記録・管理し、不要（便乗）ごみ等の混入防止を図る。
- (8) 仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間等を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。
- (9) 仮置場における火災を未然に防止するため、メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置等を行うとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。また、仮置場においては、温度監視や一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を継続して実施する。
- (10) 適切な仮置場の運用を行うために、次の人員・機材を配置する。

- ア 仮置場の責任者
- イ 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
- ウ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
- エ 場内運搬用のトラック（必要に応じて）
- オ 場内作業用のショベルローダ、フォークリフトなどの重機
- カ 災害廃棄物の回収用コンテナボックス、場内用鉄板、広報用チラシ

仮置場の分類・役割

災害廃棄物発生量	11,000t (10,000 m ³)
一次仮置場の要件	①災害廃棄物の仮置き、分別・破砕等処理を行う仮置場を確保する。 ②被災状況に応じて町内に複数箇所確保する。 ③町民（ボランティア等）が直接搬入できる場所とする。 ④分別後の災害廃棄物（可燃ごみ）は、函南町ごみ焼却場へ搬出する。 ⑤その他の災害廃棄物及び資源ごみはリサイクルプラザ及び受入先へ搬出する。
二次仮置場の要件	一次仮置場で十分な分別ができない場合等、必要が認められる場合に設置する。
設置時期	発災から1週間以内
設置期間	3年程度
設置箇所	町内に複数箇所（被災状況に応じて増減）
見かけの比重	可燃物 0.4t/m ³ 、不燃物 1.1t/m ³
積み上げ高さ	5m以下
作業スペース割合	0.8～1
条件	平地、トラック・重機等進入路の確保、作業スペースの確保
処理方針	処理期間：3年間を目標とする。 処理費用：災害廃棄物処理事業費補助金等を活用する。 処理方法等：リサイクルを進めて焼却処理量、最終処分量を少なくする。

仮置場の必要面積

地震規模	仮置場	一次仮置場		二次仮置場	
		可燃物	不燃物	可燃物	不燃物
レベル2 南海トラフ 巨大地震 東側ケース	災害廃棄物発生量 (t)	1,980	9,020	2,301	5,108
	仮置場必要面積 (m ²)	1,320	2,190	1,534	1,238
		3,510		2,772	
		6,282			

一次仮置場分類別災害廃棄物搬入量

地震の規模	災害廃棄物搬入量 (t)					
	可燃物		不燃物		計	
	①構成比 (%)	②搬入量 ①×⑥	③構成比 (%)	④搬入量 ③×⑥	⑤構成比 (%)	⑥発生量
レベル2 南海トラフ巨大地震 東側ケース	18	1,980	82	9,020	100	11,000

※災害廃棄物の組成構成比は、「災害廃棄物の組成割合の設定（重量換算）」より

二次仮置場分類別災害廃棄物搬入量

地震の規模	災害廃棄物搬入量 (t)					
	可燃物		不燃物		計	
	①構成比 (%)	②搬入量 ①×⑥	③構成比 (%)	④搬入量 ③×⑥	⑤構成比 (%)	⑥発生量 (t)
レベル2 南海トラフ巨大地震 東側ケース	31	2,297	69	5,112	100	7,409

仮置場候補地

NO.	仮置場候補地	所在地	面積 (m ²)	地震	水害	備考
1	一般廃棄物最終処分場	桑原 1300-225	約 9,000	○	○	
2	肥田簡易グラウンド	肥田 1045-1	約 12,000	○	×	
3	函南小学校 第2グラウンド	仁田 148	約 7,500	○	○	現地ヘリポートと重複
4	東中学校グラウンド 野球場	柏谷 540	約 12,200	○	○	指定避難所・現地ヘリポートと重複
5	柏谷公園野球場	柏谷 676-1	約 10,000	○	○	拠点ヘリポート・仮設住宅予定地と重複
6	大竹グラウンド	大竹 152-3	約 1,450	○	○	※区所有のため、要事前協議
7	かなみ仏の里美術 館第2駐車場	桑原 85-1	約 700	○	○	※区管理のため、要事前協議
8	農村環境改善センター 一北側	丹那 333-1	約 700	○	○	指定避難所・軽症者救護所と重複
9	かなみスポーツ公園 グラウンド	平井 1592-6	約 22,000	○	○	拠点ヘリポート・仮設住宅予定地・指定緊急避難場所（短期間・車両避難用）と重複

10	かなみスポーツ公園第2工区（一部）	平井 1706-25	約 510	○	○	
11	函南町文化センター駐車場	上沢 81	約 3,800	○	○	現地ヘリポート・緊急物資集積場所と重複

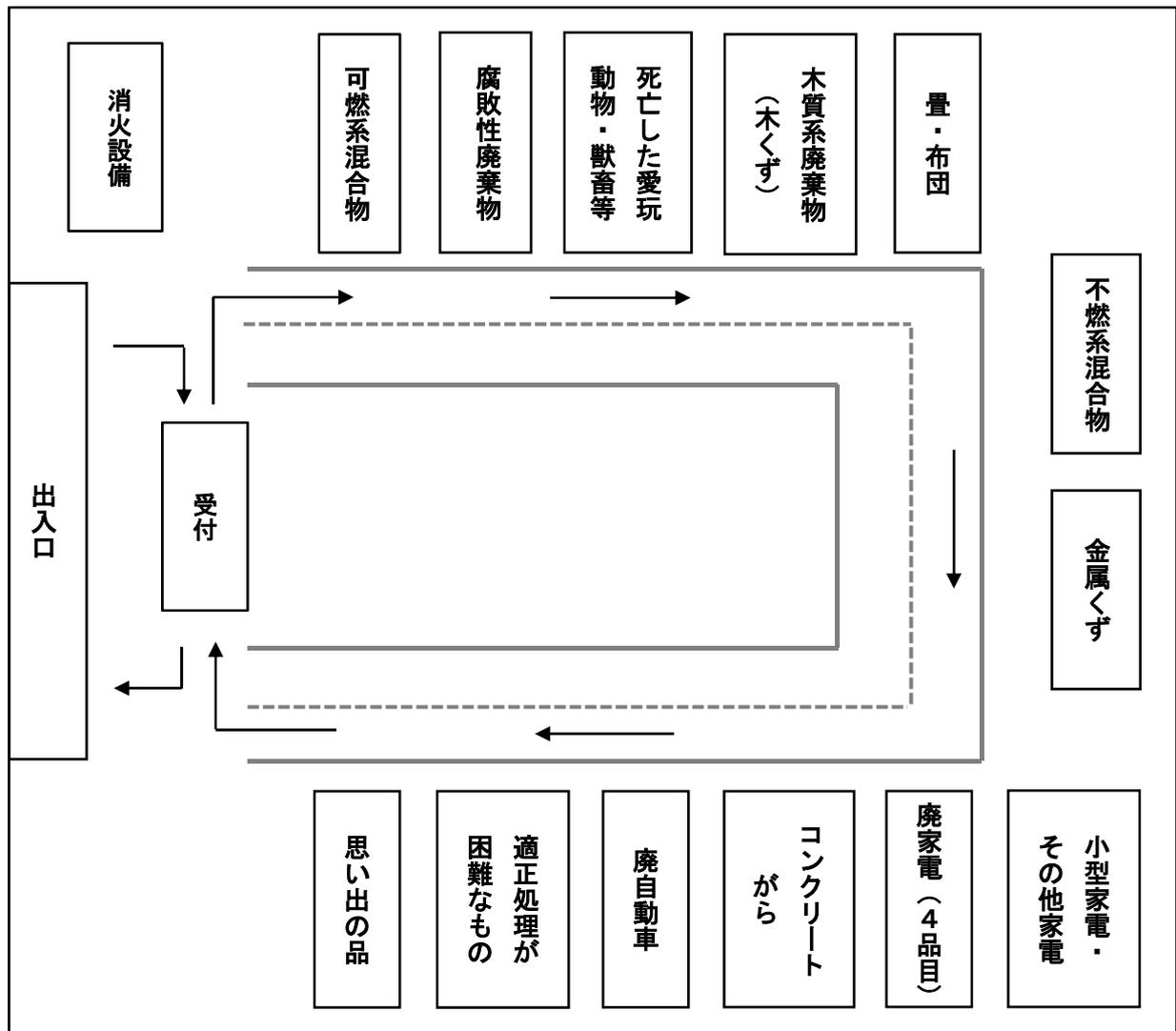
災害時の仮置場の選定に当たっては、以下の点について留意する。

- (1) 災害の規模や被害の状況（道路通行止めや交通状況）、地域性等を考慮し、仮置場候補地の中から最適な一次仮置場及び二次仮置場を選定する。その際、計画段階において他の用途と重複している場合は、関係部局と十分な調整を行う。
- (2) 災害時に仮置場を確保する際、他用途が優先される場合や二次災害のおそれがある場合等で、選定した仮置場候補地及び仮置場活用予定地で仮置場の必要面積が確保できない場合は、町有地や民有地等の確保が必要である。
- (3) 災害廃棄物の仮置場として 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合、土壌汚染対策法に基づく届け出が必要になる。
- (4) 災害廃棄物の仮置場として使用する際は、土壌汚染の恐れがあるため、「(参考) 仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」等を参考に土壌調査を行う必要がある。
- (5) 各地区等から空き地に、仮置場の設置をしたい旨の要望があった場合は、町と協議のうえ、設置できることとする。ただし、適正なごみの分別、便乗ごみ対策（災害廃棄物と生活ごみとの混在）、周辺環境や交通対策等の管理体制等を講じることができる場合に限る。

5 一次仮置場の分別フロー

一次仮置場での分別フローは、令和元年東日本台風（台風第19号）の災害廃棄物処理等を参考に次に示すとおりである。なお、トラックスケールを設置した場合は、受付後にトラックスケール設置箇所を設ける。なお、仮置場の面積や場所等の状況に応じて分別フローを適宜修正することとする。

図3 一次仮置場での分別フロー



(1) 一次仮置場の運営

一次仮置場への搬入時に、廃棄物が混合状態とならないよう、事前に分別排出の周知や廃棄物の種類ごとの場所に人員を配置し、場内での分別排出を徹底し、管理・指導を行う。（受付員、誘導員、分別員、荷下ろし補助員の人員を配備）また、場内が混雑しないよう、受付で排出する廃棄物の聞き取りをし、優先レーンを設けるなど、混雑解消のため車両がすれ違えることができるスペースを確保する。

(2) 一次仮置場の管理

対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみの排出を防ぐため、また、災害廃棄物の飛散防止のため、周囲にフェンスまたは飛散防止ネットを設置し、不法投棄を防止するとともに、騒音・振動、環境影響防止対策を図る。災害廃棄物（可燃物、畳、木くず等）の内部で発酵・酸化に伴う蓄熱が進むと火災が発生する可能性があるため、積み上げ高さの制限、散水等を行うとともに、消火設備や水利の確保、散水車等を用意し火災の発生防止に努める。

(3) 一次仮置場の設置・広報

汚水等の土壌浸透を防ぐため、鉄板やシートの設置を検討する。また、仮置場の原状復旧を見据え、土壌分析等を実施する。一時仮置場の開閉時間は、原則9時～16時までとする。なお、時間・場所・方法等の広報を様々な方法で実施するよう努める。

第8節 災害廃棄物の収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、平常時に具体的に検討を行う。

また、道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬体制の見直しを行う。

なお、災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって異なるため、発災直後・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて考える必要がある。

一般廃棄物収集運搬許可業者等と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成し、体制の整備に努める。

(1) 生活ごみ・指定避難所ごみ（し尿を除く）の収集・運搬

生活ごみ・指定避難所ごみの収集・運搬、処理等について、本町単独での対応が困難な場合、県や周辺市町、事業者団体等からの必要な支援を得るため、函南町一般廃棄物収集運搬許可業者と災害支援協定を締結するなどし、必要な指定避難所ごみ処理体制を構築する。

指定避難所を開設したときは、指定避難所臨時ステーション（ごみ置場）（令和2年9月策定）から排出される一般廃棄物（し尿を除く）を、迅速かつ的確に収集運搬業務を実施するため、函南町一般廃棄物収集運搬許可業者と災害支援協定を締結することに努める。

初期段階で一般廃棄物収集運搬許可業者が対応できない場合は、町所有の塵芥車を使用し収集を行う。

一次仮置場を設置し、収集業務等に支障をきたした場合は、ごみ置場での収集を一時停止する。ごみ置場での収集を停止した場合は、住民への周知を徹底する。

(2) 仮設トイレ等のし尿の収集・運搬

仮設トイレ等のし尿（汲み取り）は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ汲み取りの依頼をする。なお、発災時に迅速な対応を要するため、災害支援協定を締結するなどの処理体制を構築する必要がある。

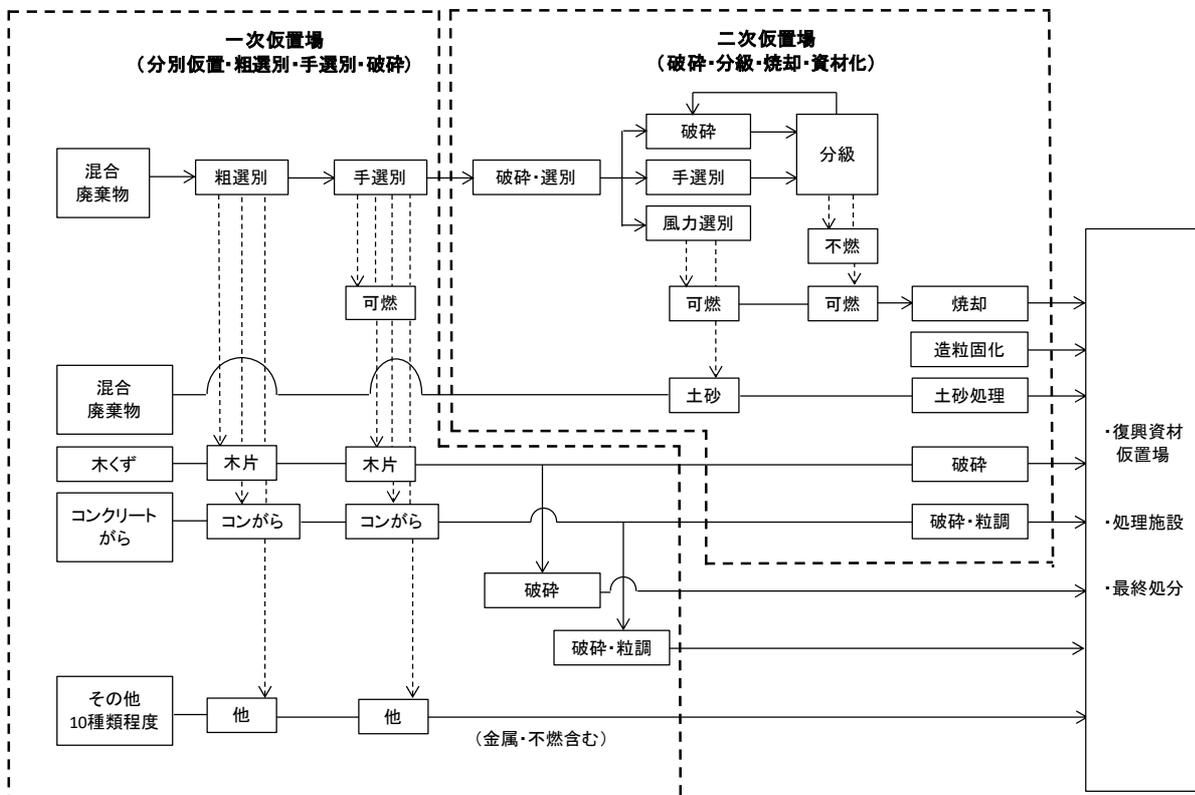
初期段階で一般廃棄物収集運搬許可業者が対応できない場合は、町所有の糞尿車を使用し汲み取りを行う。

簡易トイレのし尿等については、可燃ごみとして処分するため、専用のポリ袋等を配備し衛生面に十分注意をし、生活ごみ・指定避難所ごみと同様に収集・運搬を行う。

第9節 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローと概略工程を次のとおりとする。なお、平常時に想定される災害廃棄物の量及び種類について、具体的な処理フローの構築を進めるとともに、具体的な作業工程について情報収集に努める。また、災害発生後は、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化等に応じ、随時見直すこととする。

図4 処理フロー（一次仮置場での徹底分別優先）



時期区分 時間の目安	応急対応 発災～3ヶ月	復旧		復興 3年～
		3ヶ月～1年	1年～3年	
一次仮置場				
二次仮置場				
復興資材仮置場				
処理施設				
最終処分				

第10節 分別・処理・再資源化

災害廃棄物等の種類ごとの分別・処理・再資源化量及び方法例は、次に示すとおりである。既存の施設等の被災により廃棄物の処理に支障をきたした場合は、仮置場への一時保管及び協定の締結等による県や他市町等への処理を依頼する。

分別・処理・再資源化量及び方法例（分類別の災害廃棄物発生量（重量）より）

仮置場	災害廃棄物等	処理方法	再資源化量 (t)	再資源化方法例
一次仮置場	木くず (330)	分別、粗選別、手選別、 破砕	330	木くずチップ
	金属くず・その他 (770)	分別	770	金属スクラップ
	コンクリートがら (5,170)	分別、破砕、粒調	5,170	再生砕石
二次仮置場	可燃混合物 (1,650)	焼却残渣資源再生処理	165	
	不燃混合物 (3,080)	破砕、分級、選別	640	金属スクラップ ※1
			34	埋立 ※2

※1 破砕、分級、選別 (3,080t × (資源化量 343.48t / 不燃ごみ 1,652.01t)) = 640t

※2 破砕、分級、選別 (3,080t × (不燃残渣 18.52t / 不燃ごみ 1,652.01t)) = 34t

第11節 環境対策と環境モニタリング

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

建物の解体現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は、次に示すとおりである。

災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 アスベスト（石綿）含有物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを埋めて腐敗防止

※災害廃棄物対策指針資料編より

第12節 損壊家屋等の解体・撤去

建物棟数及び損壊家屋等の数量

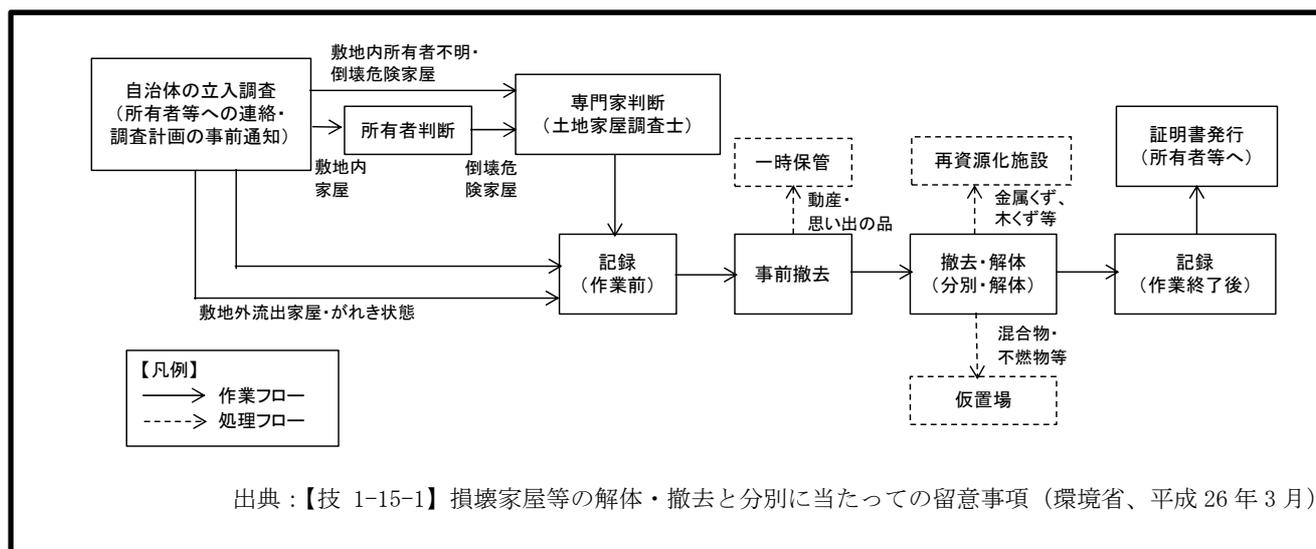
被害想定	建物数（棟）	全壊・焼失棟数（棟）	半壊棟数（棟）
レベル2 南海トラフ巨大地震 東側ケース	15,254	約100	約600

災害時は、倒壊の危険がある損壊家屋等の解体・撤去を優先的に行う必要があるが、それらは、り災証明書等の提出による被災者からの申請に基づき行うことが基本である。

しかし、二次災害の防止を図る上では、本町の判断により行うことが必要な場合もある。その際の損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー等は、次に示すとおりである。

なお、迅速かつ適正な処理を進めるには、解体・撤去を行う範囲や申請方法等を早急に被災者に広報するとともに、重機による作業や設計、積算、現場管理等には、土木・建築職を含めた人員が必要となる。

図5 損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー



第 13 節 最終処分

災害廃棄物の最終処分場の受け入れ可能容量については、既存最終処分場の残余容量から 10 年間必要となる一般廃棄物の推定埋立容量を差し引いた容量とする。（10 年後残余容量）最終処分場において、受け入れが困難となった場合、国、県と協議・調整のうえ、広域処理を要請する。

最終処分場の受け入れ可能量

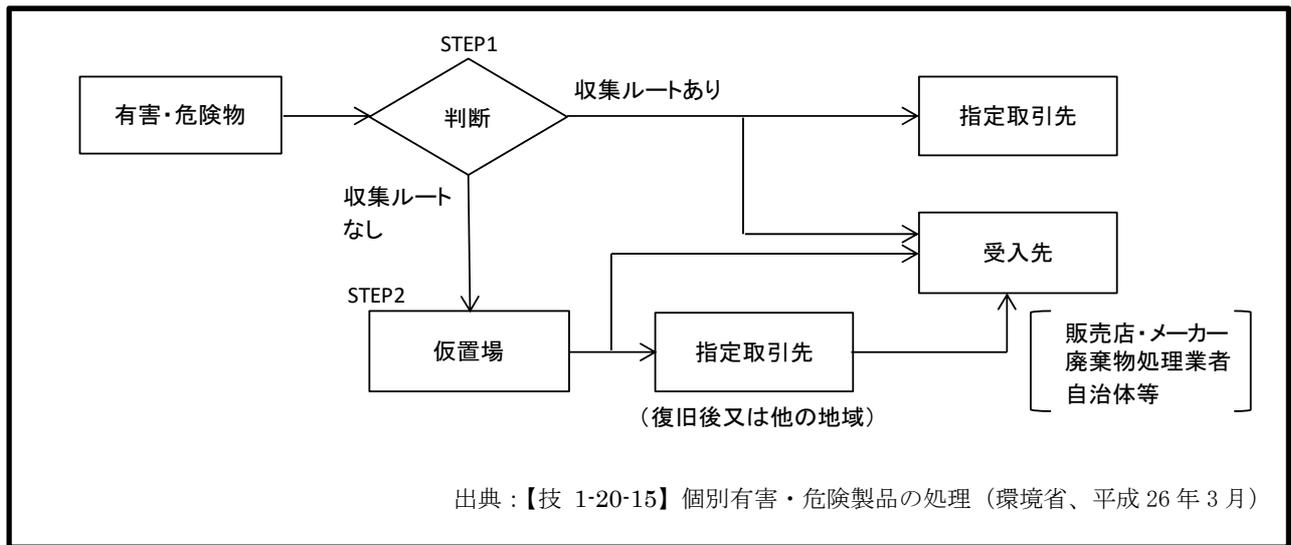
被害想定	計画時点の残余容量 (m ³)	①10 年後残余容量 (m ³)	②災害廃棄物最終処分量 (m ³)	受け入れ可能容量 ①－② (m ³)
レベル 2 南海トラフ巨大地震 東側ケース	4,300.14	2,935.14	34	2,901.14

第 14 節 有害廃棄物・処理困難物対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルート of 整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。その際の有害・危険物処理フローは次の図 6 に示すとおりである。

図6 有害・危険物処理フロー



第 15 節 思い出の品

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として「(参考) 思い出の品の取り扱いマニュアル」を参考に、取り扱いルールや保管場所をあらかじめ定めるよう努める必要がある。取り扱いルールにおける基本的事項は以下のとおりである。

- (1) 所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- (2) 所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、町等で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、印鑑、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

第 16 節 住民等への広報

災害廃棄物を適正に処理する上で、町民や事業者の理解は欠かせないものであり、平常時からの意識が災害時に生きてくる。よって、日頃から災害廃棄物の処理方法や災害時の混乱に乗じた不法投棄・野焼き等の禁止、便乗ごみの排出の禁止等について、継続的に広報を実施するよう努める。また、指定避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、災害対策本部の広報班と事前に調整し、広報紙やマスコミ、指定避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、災害時は情報の一元化を図る。

第 17 節 広域処理

災害規模によっては、し尿の処理、生活ごみの処理、災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物の中間処理及び災害廃棄物の最終処分等において広域処理が必要な場合が想定される。よって、円滑で効率的な処理を行うため、災害廃棄物の広域処理に関する手続き方法や契約書の様式等については、「(参考) 広域処理の事前協定・手続きマニュアル」等を参考に平常時から準備を行う。

なお、発災後の迅速な対応のため、被災側・支援側の両方の契約書様式を準備する。

第 18 節 許認可の取り扱い

関係法令の目的を踏まえ、必要な手続きを精査し、関係部局との調整を行う。

第2章 「事前準備」

第1節 対象とする業務

1 対象とする業務

一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含むものとする。

なお、解体・撤去等を行う個人や中小企業の範囲は、災害発生時に実際の被災状況により判断する。

災害廃棄物の処理に必要な業務

		項目	内容
平常時		計画の策定と見直し	計画の策定と見直し、職員への周知
		研修・訓練の実施	初動対応の確認、訓練実施
		協定締結	民間業者、他市町村との協定締結
		仮置場	候補地の検討
		廃棄物処理施設	耐震化、施設整備
災害時	初動対応	被害状況の把握	職員安否、倒壊家屋数、道路状況、ライフライン状況（電気、ガス、上下水道）、廃棄物処理施設、収集業者等
		連携・報告	国、県、他市町村、関係機関等との連携・報告
		町民等対応	災害廃棄物、解体撤去、窓口の設置、啓発・広報等
		発生量の推計	災害廃棄物発生量、処理可能量
		仮置場	必要面積の算定 仮置場のレイアウトの作成、看板設置
		損壊家屋等の撤去	倒壊の可能性がある建物の撤去（必要に応じて解体）
		収集・運搬・分別	体制の確保
	復旧期	処理フロー	処理フロー及び処理スケジュールの見直し
		選別・処理・資源化	選別・破碎・リサイクル
		仮置場の管理・運営	衛生、飛散防止、悪臭対策、環境モニタリング等の二次災害の防止
		処理困難廃棄物・危険物	保管方法の確認、処理先の確保、撤去作業の安全確保
		最終処分	受入先の確保、最終処分の実施

第2節 組織体制

1 町・県・国の役割

(1) 町の役割

一般廃棄物の処理責任を有しており、災害廃棄物の処理主体として、災害廃棄物の処理を実施する。

平常時においては、災害発生に備えて一般廃棄物処理施設の耐震化等や災害廃棄物処理計画の見直し、仮置場候補地の選定、住民への啓発等を行う。

(2) 県の役割

被災市町が行う災害廃棄物の処理に対する助言などの技術的援助及び支援地方公共団体、協力・支援協定締結団体、環境省との連絡調整を行う。

発災時には、市町の被災状況を把握し、市町による処理が困難な場合には、市町から事務委託を受けて、災害廃棄物処理を実施する。また、市町が独自に処理する場合も含め、県全体の調整を行う。

平常時においては、市町の災害廃棄物処理計画の見直し支援や市町が行う一般廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策等に対する技術的援助、災害廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の設置状況等の情報整理、協力・支援・受援体制の整備等を行う。

(3) 国の役割

被災都道府県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を確立する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、地域ブロック協議会を通じて、関係地方公共団体並びに関係団体と緊密に連携し、被災地の実態を正確・迅速に把握し、プッシュ型で支援を行う。

環境省は、被災地方公共団体からの要請に応じ、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）の現地派遣、公益社団法人全国都市清掃会議と連携した広域的な協力体制の確保等、財政支援を行う。

大規模災害発生時に、環境省は災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。

地方公共団体の協力・連携のみでは適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合で、災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を検討する。

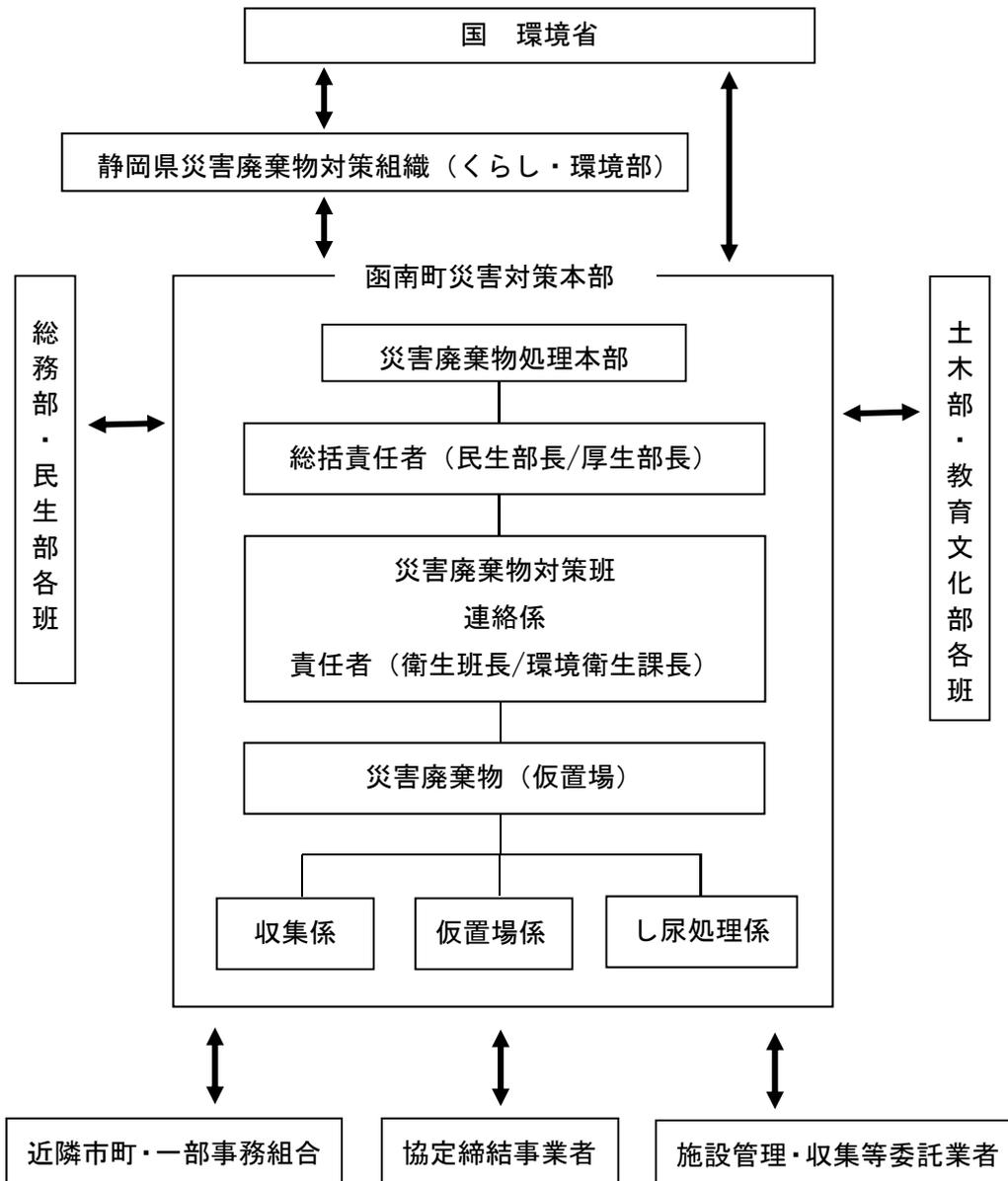
地方環境事務所が地域の要となり、情報収集、連絡調整することにより被災地方公共団体の支援を行う。

平常時においては、全国または地域ブロック単位で、国、都道府県、市町村、関係団体等の連絡体制を整備するとともに、地域ブロック単位での大規模災害発生時における災害廃棄物行動計画の策定を行う。

2 内部組織と指揮命令系統

被災時における内部組織体制として、本町の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制、民生部衛生班における事務分掌は次に示すとおりである。

図7 災害廃棄物対策における内部組織体制



民生部衛生班における事務分掌

部名	班名	事務分掌
民生部長/ 厚生部長	衛生班長/ 環境衛生課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設便所の設置に関すること ・ し尿処理に関すること ・ 防疫に関すること ・ ゴミ処理に関すること ・ ガレキ、廃材等の処理地の設置、管理に関すること ・ 遺体の措置に関すること ・ 遺体の埋火葬に関すること ・ ごみ焼却場・し尿処理場等の廃棄物処理施設の被害調査及び応急復旧に関すること

災害廃棄物対策班

係名	業務内容	必要人数
連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理業務の総括 ・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 関係機関への要請及び連絡調整 ・ 広域処理に係る連絡調整 ・ 災害廃棄物（仮置場）との連絡調整及び要員の確保 ・ 災害廃棄物（仮置場）に必要な資機材の確保 ・ 仮置場の確保及び機能の確保 ・ 広報（情報提供）の実施を広報班へ依頼 ・ 予算管理、契約事務（国庫補助関係事務） ・ 処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分） ・ その他災害廃棄物に関する事項 	3

災害廃棄物（仮置場等）

係名	業務内容	必要人数
収集係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活に伴う廃棄物の収集 ・ 災害廃棄物の収集業務管理 	4
仮置場係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の整備・管理 ・ その他仮置場に関する事項 	15
し尿処理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所等への仮設便所の設置、撤去 ・ その他し尿処理、仮設便所に関する事項 	6

※各係の業務は、関係機関に協力要請を行い、町と協力して実施する。

※災害廃棄物（仮置場）の責任者は、環境衛生課課長補佐とする。ただし、民生部長の指名により変更できることとする。

3 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保に努める。本町が収集すべき災害時の情報共有項目例は次に示すとおりである。これらの情報は、時間経過とともに更新されるため、定期的な情報収集を行う。関係機関連絡先は資料編のとおりである。

災害時の情報共有項目例

項目	内容	緊急時	復旧時
職員・施設被災	職員の参集状況	○	○
	廃棄物処理施設の被災状況	○	○
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	○
仮設トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	○
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	○
	仮設トイレの配置計画と設置状況	○	○
	仮設トイレの支援状況	○	○
	仮設トイレの撤去計画・撤去状況	—	○
	仮設トイレ設置に関する支援要請	○	○
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	○	○
	し尿収集・処理に関する支援要請	○	○
	し尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況	○	○
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	○	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	○	○
	ごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	○
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況	○	○
災害廃棄物処理	家屋の被災状況（全壊、半壊、焼失、浸水）	○	—
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	○	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	○	○
	災害廃棄物処理実施計画	○	○
	解体撤去申請の受付状況	○	○
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	○
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	○
	仮置場の配置・開設準備状況	○	—
	仮置場の運用計画	○	—
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況	—	○

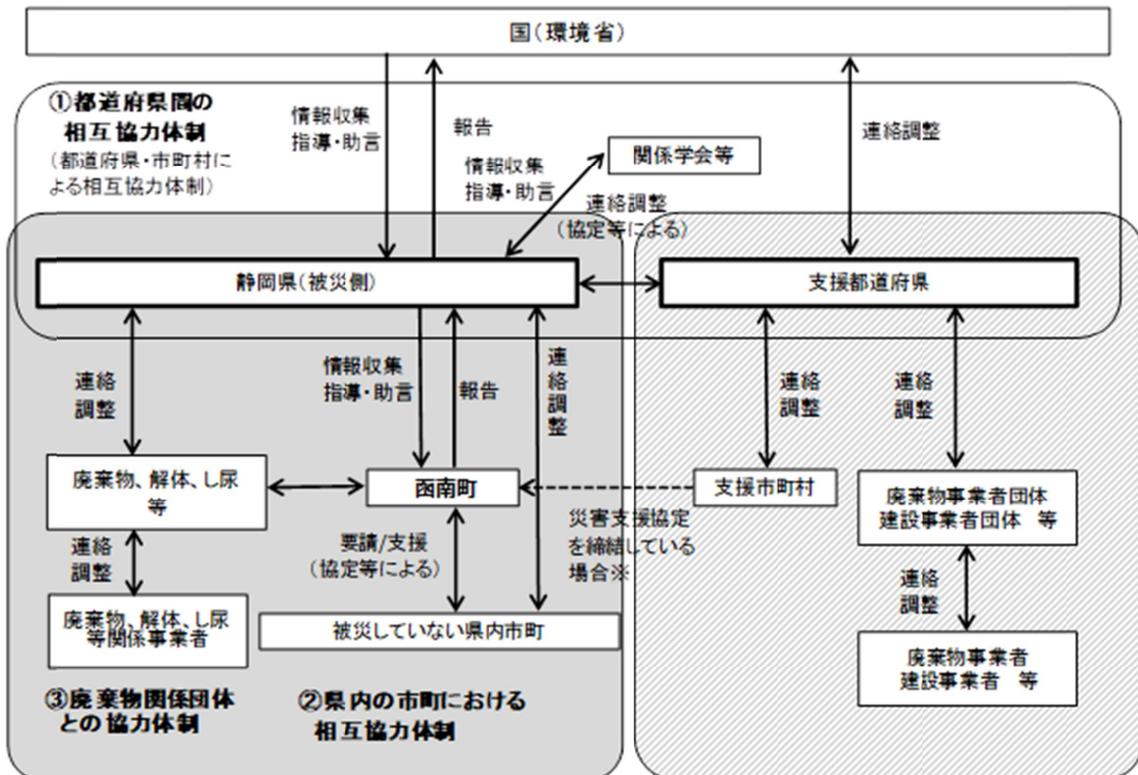
※災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き（環境省 平成22年3月）を一部修正

4 協力・支援体制

(1) 県内及び県外との協力・支援体制

県計画の被災時における外部との協力体制は、次のとおり広域的な相互協力を視野に入れた体制としている。県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行うこととする。

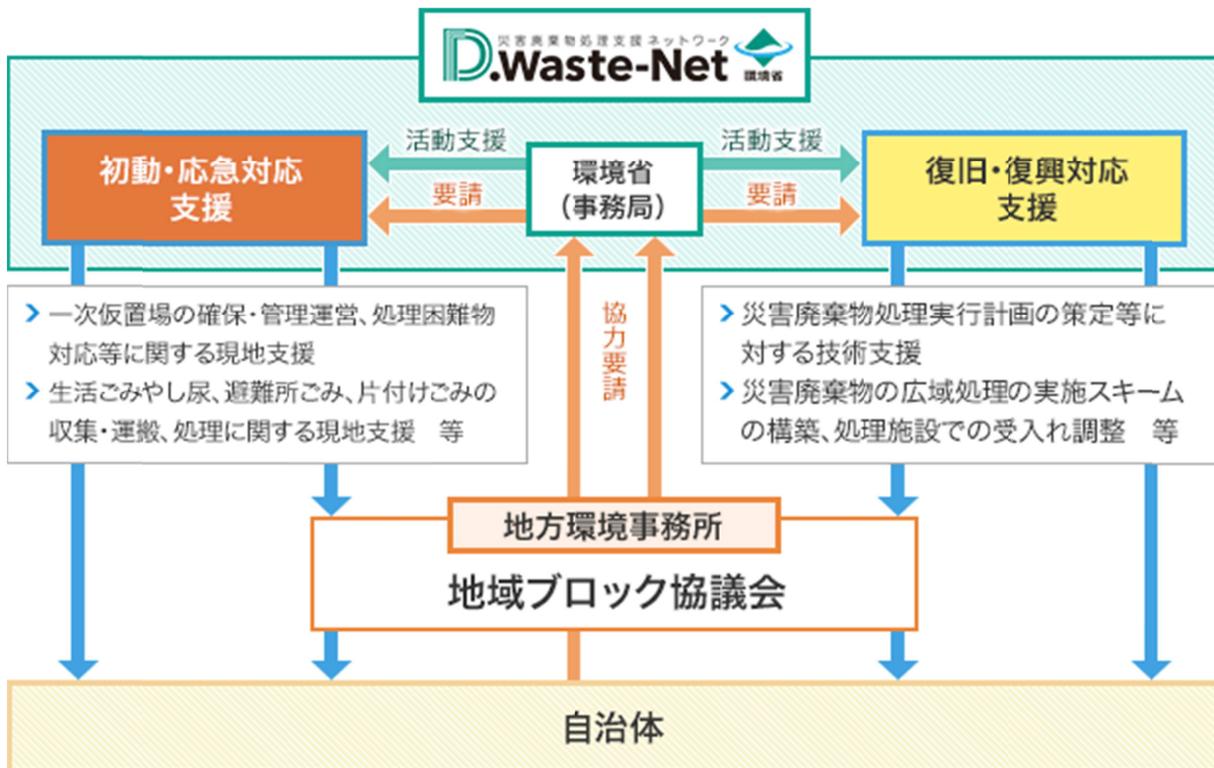
図8 県内及び県外との協力・支援体制



(2) D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）連携体制

国から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正にかつ円滑に行われるよう支援を行う D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携体制は次に示すとおりである。

図 9 D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）連携体制



(3) 災害廃棄物処理に関する応援協定

県内市町間において、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」を締結しており、被災時は各市町が個別に調整し、応援を要請する。本町においては、県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。なお、災害廃棄物処理に関する応援協定等の一覧は資料編に示すとおりである。

(4) 民間事業者等との連携

災害廃棄物処理は、がれき等の産業廃棄物に性状が類似したものが多いため、産業廃棄物処理業者や建設業者に協力、支援要請を行い、倒壊した建物や災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集運搬及び処理体制を整備する。また、迅速な支援要請が行えるよう協定締結に努める。

(5) ボランティアへの支援要請

本町及び社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、活動が円滑に図られるような支援に努める。

5 職員への訓練

本計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に本計画が有効に活用されるよう訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた訓練や研修会に参加する。

このような訓練や研修会等へ継続的に参加することで人材の育成を図り、本計画の見直しや協定の締結等の平常時の災害廃棄物対策につなげる。

6 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画である。

内閣府（防災担当）では、地方公共団体における地震発災時を想定した業務継続体制に係る検討を支援することを目的として、業務継続の検討に必要な事項及び手法等を取りまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成22年4月）」を策定している。

また、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し廃棄物処理システムの強靱化を確保することが求められており、国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）に基づく国土強靱化アクションプラン2018では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされている。

函南町国土強靱化地域計画にあるように、町の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、廃棄物処理施設の業務継続計画について策定する必要がある。

第3章 「災害応急対応 初動期（発災直後から1週間程度）」

第1節 組織体制・指揮命令系統の確立

平常時に検討した組織体制や役割分担を参考に、災害廃棄物処理本部を設置し、災害廃棄物処理に係る内部組織体制を確立する。

災害の規模、町内の被災状況、職員の被災状況等を勘案し、応援要請も含めた最適な災害廃棄物処理体制を構築する。必要とされる重点業務は、時間の経過とともに変化するため、処理の進捗等に応じた体制の見直しを行う。

第2節 被災情報の収集

翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、町内全体の被害状況（建物被害等）や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。

収集した情報の一部は、県や関係団体等と共有する。（県への報告は、災害対策本部等からも行われる。廃棄物処理に特有な事項を中心に県の廃棄物部局に報告する。）

- (1) 町内全体の被害情報を収集する。（建物の被害棟数、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況等）
- (2) 委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報を収集する。（町内の一般廃棄物処理施設、収集運搬車両等）
- (3) ごみ処理施設は一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設等）の被害状況の確認を行う。
- (4) 必要に応じて、現地確認のために被災現場等に職員を派遣する。

第3節 自衛隊等との連絡

自衛隊・警察・消防及び関係部局と連携して、災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う必要がある。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要がある。

情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携する。

第4節 廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害状況を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認は、平常時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合において、運転管理者による補修で対応が可能な場合は、必要資機材を確保

し補修を行う。運転管理者による補修では対応が不可能な場合は、早急に修繕を発注する。

第5節 収集運搬体制の確保

収集運搬の体制については、事前準備で検討した内容を参考とする。災害廃棄物の種類、収集運搬の方法やルート、必要資機材、連絡体制を参考に収集運搬体制を整備し、災害廃棄物の収集運搬を行う。

なお、収集運搬体制の整備に当たっては、一般廃棄物収集運搬委託業者との協議や協定締結等が必要となる。

災害廃棄物に釘やガラス等が混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグル・ヘルメット・マスク等の必要な防具を装着する。

火災で燃焼した災害廃棄物は、有機物質の流出などの可能性があることから、他の災害廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

第6節 道路上の災害廃棄物の撤去

早期の復旧・復興のためには、緊急車両の通行障害となっている道路上の損壊家屋等、散乱物及び放置車両等を迅速かつ優先的に撤去することが必要である。また、それらの撤去に当たっては、自衛隊・警察・消防等の協力を得られる体制を確保する。

災害廃棄物等を撤去する際には、アスベスト（石綿）や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、本町はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。また、釘やガラスなどが散乱するため、安全靴やゴーグルなど必要な防具をつける。

被害状況を踏まえ必要と認められる場合には、協定締結団体に協力・支援を要請する。

第7節 指定避難所ごみ等生活ごみの処理

指定避難所ごみを含む生活ごみは、災害廃棄物の仮置場に搬入せず、指定避難所においては、指定避難所又はその周辺、在宅避難所においては、通常時の集積所に集積し処理することを原則とし、次の事項を勘案して、計画的な収集運搬・処理を行う。

- (1) 指定避難所における集積場所は、指定避難所臨時ステーション（ごみ置場）設置箇所一覧（令和2年9月策定）のとおりとする。
- (2) 関係機関からの支援を含めた指定避難所及び在宅避難所の収集運搬処理体制を確保する。
- (3) 指定避難所等の生活ごみは、発災後の混乱等を勘案しても、発災後3～4日後（特に夏場は早めの処理が必要）には、収集運搬・処理の開始を目標とする。

- (4) 廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や生活環境の悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、殺虫剤や消石灰等を配布する等の対策を行い、病原体の発生を抑制する。
- (5) 災害廃棄物処理事業費補助金の対象となる災害に伴い発生したごみと、対象としない通常の生活ごみをできる限り区分けする。

第8節 災害用トイレの必要数の確保・設置

指定避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む。）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

必要数の確保は、平常時に備蓄している仮設トイレを優先利用する。不足する場合は、災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得る。

現況トイレ備蓄量（町内全域）

種類	名称	数量	合計	特徴
簡易トイレ	HandyToile うんち君	30	30	室内で設置可能な小型で持ち運びできるトイレで、便座と一体となっているもの
仮設トイレ (便槽式)	ベンクイック（和式）	35	56	バキュームカー等による汲み取り・回収が必要になる、し尿貯留型で屋外等に設置する仮設トイレ
	要配慮者用トイレ（ニードMT-SW）	12		
	かなみスポーツ公園内	4		
	やすらぎ西公園内	3		
	ふれあい東公園内	2		
携帯トイレ等	エマージェン	49,600	49,825	携帯トイレ、簡易トイレ用排便収納袋及び仮設トイレ（非便槽式）交換用処理袋等で便座と一体となっていないもの
	スケットイレ	225		
マンホールトイレ	田方農業高校内	12	12	下水道を使用したマンホール対応型トイレ（下水道耐震整備等ができ使用可能なもの）
その他	簡易便座	400	400	
	簡易ブース（ミスタークイック）	20	20	
	簡易ブース（ハンディーブース）	44	44	

第9節 し尿の収集・運搬、受入施設の確保

発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽、汲み取り便槽、し尿処理施設等について、速やかに緊急措置を講ずる。

被災により下水道施設・し尿処理施設等への運搬が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域運搬等を行う。

仮設トイレ等のし尿（汲み取り）は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ汲み取りの依頼をし、既存の施設で処理を行う。

簡易トイレのし尿等については、可燃ごみとして処分するため、専用のポリ袋等を配備し、衛生面に十分注意をし、指定避難所ごみ置場の分別に基づき処理する。

第10節 住民への広報

指定避難所の生活ごみや災害廃棄物等を適正に処理する上で、住民や事業者の理解と協力は欠かせないものであるため、町民等に対して同報無線、FMみしま・かんなみ、ホームページ、SNS、広報かんなみ、新聞及び指定避難所等の掲示板等で適切な広報を行う。

なお、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。また、発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

- (1) 指定避難所や在宅避難者の生活ごみの排出方法
- (2) 災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、有害廃棄物、処理困難物の排出方法等）
- (3) 町が災害廃棄物を収集する場合は、収集時期や収集期間及び排出場所（廃棄物の種類によって排出場所が異なる場合は、その詳細）
- (4) 災害廃棄物仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援受付窓口
- (6) 町への問合せ窓口
- (7) 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き（周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物等の焼却を除く）等の禁止

(8) 早期に処理が必要なごみ以外の排出の自粛

第 11 節 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物を回収するために、平常時に選定した仮置場候補地から仮置場を決定するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。それらの準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

仮置場の確保に当たっては、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場へのアプローチができないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて設定場所を見直す。

並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため、早急に対応が必要である。また、町が指定する仮置場や集積所以外の場所に災害廃棄物の集積が行われた場合には速やかに撤去する。

第 12 節 環境モニタリングの実施

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場内又は近傍において、可能な範囲で大気、騒音・振動、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供する。

特に、発災後、可能な限り早い段階で、大気中のアスベスト（石綿）含有測定を行うことが重要である。

第 13 節 有害物・危険物の撤去

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

第4章 「災害応急対応 応急対策（発災1週間程度から3ヶ月後）」

第1節 仮置場の設置・管理

仮置場の確保に当たっては、事前準備で選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場候補地へアプローチできない等被害状況を踏まえ、必要に応じて設置場所を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるように管理し、また周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入動線等を決定する。なお、住民が仮置場へ災害廃棄物を自ら持ち込む場合を踏まえ、できるだけ遠隔にならないよう複数箇所に仮置場を設けることを考慮する。また、災害廃棄物の発生量や落橋、崖崩れ等により仮置場へのアプローチができないなどの被害状況等を踏まえ、仮置場活用予定地等を活用し必要に応じて設置場所を見直し選定する。

第2節 倒壊の危険のある建物の撤去（必要に応じて解体）

倒壊の危険性がある損壊家屋等を優先的に解体・撤去する。この場合における留意事項は次に示すとおりである。

- (1) 分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。
- (2) 災害廃棄物処理事業費補助金の対象事業等に基づき、町が行う解体・撤去の範囲（全壊・大規模半壊等）を定める。
- (3) 損壊家屋等の解体・撤去は、被災度区分判定の結果等による所有者判断に基づき行うことが基本であり、その際は、り災証明書等の提出による所有者からの申請手続きが必要である。
- (4) 関係者と連絡が取れず倒壊の危険がある場合は、土地家屋調査士等の判断を求め、建物の価値が無いと認められたものは、町が解体・撤去できる。そのため、二次災害の防止を図る上では、町の判断により損壊家屋等の解体・撤去を行うことが必要な場合もある。
- (5) 所有者の意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体・撤去申請窓口を設置する。
- (6) 解体・撤去申請を受けた建物については、り災証明書や図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動等を勘案し解体・撤去の優先順位を決定する。
- (7) 解体・撤去申請の受付（建物所有者の解体意向確認）と並行して、解体事業の

発注を行う。

- (8) 解体事業者が決定次第、建設リサイクル法の届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。
- (9) 解体・撤去の着手の際には、建物所有者の立合いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。
- (10) 解体・撤去が完了した段階で、解体業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い（申請者、町、解体業者）を行い、履行を確認する。
- (11) 解体・撤去に当たっては、アスベスト（石綿）等の有害物質、LP ガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。
- (12) アスベスト（石綿）の含有が懸念される建築物及び建物以外の構造物は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、アスベスト（石綿）の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、アスベスト（石綿）の撤去作業を実施する。

第3節 被災自動車等の撤去

被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取り意向がある場合は所有者に、それ以外の場合は、自動車リサイクル法のルートにおいて適正処理を行う。

第4節 有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防止するため、それらの処分を優先的に行う。なお、人命救助の際には、特に注意を払う。

PCB 等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出事業者へ引き渡すなど適切な処理を行う。応急的な対応としては、町が回収した後にまとめて事業者へ引き渡すなどの公的な関与による対策を行う。

第5節 仮設トイレの管理

仮設トイレの設置後、次の事項を勘案して計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。

- (1) 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給
- (2) 支援市町や事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保

- (3) 仮設トイレの悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について保健所等の担当部署による継続的な指導・啓発

第6節 最終処分受入先の確保

ばいじんや再資源化、焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要である。既存施設等で処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、協定等により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

また、最終処分場を確保できていない場合には、県等と協議の上、最終処分先を確保する。

第7節 相談窓口の設置

被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、適正に管理し、対応する。

被災者から自動車等の所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせや発災直後であっても建物解体・撤去や基礎撤去の要望等が寄せられることが考えられる。その他、有害物質（石綿含有建材の使用有無など）の情報や生活環境への要望等が寄せられることも想定される。

第8節 思い出の品等

「(参考) 思い出の品の取り扱いマニュアル」を参考に、あらかじめ検討したルールに従い、思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却を行う。所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、貴金属等）は速やかに警察に届ける。

第9節 広報活動の継続

復旧・復興時において、被災者への情報が不足し不安が生じることが想定されることから、応急対応時に引き続き、同報無線、FM みしま・かんなみ、ホームページ、SNS、広報かんなみ、新聞等を活用して、災害廃棄物処理の進捗状況や復旧・復興に向けた作業状況について町民への情報提供に努める。

第5章 「災害復旧・復興対策（発災3ヶ月後から3年程度）」

第1節 組織体制・指揮命令系統の見直し

災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、災害廃棄物処理に係る内部組織体制や指揮命令系統の見直しを行う。

第2節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物処理に当たっての課題等が判明してくることから、処理の進捗状況に応じて、適宜実行計画の見直しを行う。

第3節 災害廃棄物処理見込み量の見直し

仮置場への搬入量データ（重量管理、体積換算）や損壊家屋等の解体・撤去実績、以降の解体・撤去見込み等を基に、処理見込み量の見直しを行う。

第4節 処理フローや処理スケジュール等の見直し

災害廃棄物処理の進捗、処理見込み量や性状の変化などに応じた災害応急対策等を作成した災害廃棄物処理実行計画の処理フローの見直しを行う。

また、処理の進捗に応じ施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な従業員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。なお、処理の状況等により、場合によっては広域処理や仮設焼却炉等の必要性が生じることも想定に入れる。

第5節 収集運搬体制の見直し

道路の復旧状況や周辺生活環境の状況、仮置場の位置などを踏まえ、収集運搬体制の見直しを行う。

第6節 仮置場の管理・運営・撤去

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物の処理事業が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。

災害廃棄物の処理事業が終了し、仮置場を撤去するに当たっては、土壌分析等を行うなど土地の安定性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

第7節 環境モニタリングの実施

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、廃棄物処理施設、建物の解体、撤去現場、仮置場等において環境モニタリングを実施し、情報の提供を行う。

環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考に、被害状況に応じて決定する。また、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境モニタリング項目

の追加などを行う。

第8節 復興資材への活用

最終処分量を極力削減するために、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り分別・処理し、復興計画や復興事業にあわせて復興資材として活用する。

分別・処理・再生資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴に応じた適切な方法を選択する。

第9節 処理事業費の管理

災害廃棄物処理事業を実施するに当たり、災害廃棄物処理事業費補助金を活用することから、随時、災害廃棄物処理費用が適正な価格であるか確認を行う。

第6章 「特記事項」

第1節 本計画の想定を下回る災害への対応

本計画で想定する地震・津波は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震－東側ケース）だが、想定を下回る災害が発生した場合においても、多量の災害廃棄物の発生や指定避難所の開設等により平常時の体制では、適正なごみ処理ができないと判断した場合は、本計画に準じた方法で災害廃棄物の処理を実施していく。

第2節 災害廃棄物処理事業費補助金

災害廃棄物処理事業の目的は、暴風、洪水、地震、その他の異常な現象等に伴い、市町が実施する災害廃棄物の処理に係る費用について、災害廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援することである。

災害等廃棄物処理事業の目的は、暴風、洪水、地震、その他の異常な現象等に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援することである。

その概要は、「災害等廃棄物処理事業費補助金マニュアル」を参照すること。

第3節 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000 m²以上の土地形質の変更を行う場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になる。また、仮置場として使用する場合は、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査を実施する必要がある。詳細は県計画及び「(参考) 廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル」を参照のこと。

第4節 生活環境影響調査

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設を設置する際に義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月4日 環廃対060904002号）は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめたものである。

廃棄物処理施設の設置手続き及び生活環境影響調査の内容については、「(参考) 廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル」を参照のこと。

第5節 廃棄物処理法による再委託禁止

現行制度において、市町村が一般廃棄物処理を委託する場合、受託者の再委託は禁止されている。東日本大震災においては、再委託について、時限的に特別措置が取ら

れ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った経緯等を踏まえ、廃棄物処理法施行規則が改正（平成27年8月6日施行）され、非常災害時における一般廃棄物の処理（日常生活に伴うごみ処理等を除く。）について、一般廃棄物の収集・運搬・処分・再生を市町村から受託した事業者が、受託業務を他人に再委託することが可能となる。

その場合の基準は次に示すとおりである。（環境省令第1条の7の6第2号から第5号まで）

- (1) 再受託者が、委託を受ける業務を遂行できる施設、人員等を有していること
- (2) 再受託者が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと
- (3) 再受託者が自ら業務を実施すること
- (4) 市町村・受託者間の委託契約書に再委託しようとする者として記載されていること
- (5) 再委託者への委託料が当該業務を遂行できるに足る額であること
- (6) 一般廃棄物の収集と、その手数料の徴収を併せて委託する場合には、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその手数料を徴収しないようにすること
- (7) 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再委託者に対し必要かつ適切な監督を行うこと

第6節 地元雇用

東日本大震災の各地域の災害廃棄物処理業務においては、建設業者、廃棄物関連事業者、運搬業者などの地元企業が大きな貢献をした。また、積極的に地元雇用が行われた。

特に、一次仮置場への災害廃棄物の運搬や一次仮置場の管理、建物の解体など早期に取り組む必要がある業務については、地域の企業による速やかな対応が必要であり、地元雇用は、被災による失業対策として有効であった。また、地域復興を願う地元住民の協力が災害廃棄物処理業務に必要不可欠となっていた。

以上のことから、本町の災害廃棄物の処理においても、地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していく必要がある。

第7節 産業廃棄物処理事業者の活用

災害廃棄物の性状は、産業災害廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討する。

よって、町内の産業廃棄物処理事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平常時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築する必要がある。

第8節 計画の見直し

本計画は、災害時の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

国の災害廃棄物対策指針では、「地方公共団体は（中略）災害廃棄物処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」としている。

大規模災害に起因する廃棄物処理を取り巻く状況は常に変化しており、被災後の復旧や復興を速やかに進めるには、本計画の実効性を確保しておく必要である。よって、函南町地域防災計画や県計画、被害想定が見直された場合等、状況の変化に合わせ、随時、見直しを行っていくこととする。

第7章 「資料編」

関係機関連絡先（行政機関）

関係機関		電話番号	FAX 番号	備考
国・県等	静岡県くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課	054-221-2137 054-221-3349	054-221-3553	被災・復旧状況報告先、 県内市町応援要請報告 先、県及び県外市町 応援要請窓口
	静岡県東部健康福祉センター 廃棄物課	055-920-2106	055-920-2103	被災・復旧状況報告先
	静岡県 沼津土木事務所維持調査課	055-920-2213	055-920-6090	国道・県道の被災状況 確認先
	静岡県道路公社	054-254-3424	054-251-5058	
	環境省 関東地方環境事務所 資源循環課	048-600-0814	—	D. Waste-Net 要請窓口
	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所	055-934-2017	055-934-0039	
	三島警察署	055-981-0110	—	
	駿東伊豆消防組合 本部	055-920-0119	055-923-9911	
	陸上自衛隊第 34 普通科連隊	0550-89-1310	—	
	社会福祉法人 函南町社会福祉協議会	055-978-9288	055-979-5212	ボランティアの支援・ 要請窓口
近隣市町	三島市環境市民部 廃棄物対策課	055-971-8993	055-971-8994	一般廃棄物処理に 関する相互応援協定
	熱海市市民生活部 協働環境課	0557-82-1153	0557-82-5371	一般廃棄物処理に 関する相互応援協定
	沼津市ごみ対策推進課	055-934-4743	055-934-0345	一般廃棄物処理に 関する相互応援協定
	裾野市環境市民部 生活環境課	055-995-1816	055-992-4447	一般廃棄物処理に 関する相互応援協定
	長泉町くらし環境課	055-989-5514	055-986-5905	一般廃棄物処理に 関する相互応援協定
	伊豆の国市経済環境部 廃棄物対策課	055-949-6805	055-949-0575	一般廃棄物処理に 関する相互応援協定
	伊豆市市民部環境衛生課	0558-72-9857	0558-72-9899	一般廃棄物処理に 関する相互応援協定

関係機関連絡先（事業者）

関係機関		所在地	電話番号	備考
函南町一般廃棄物収集運搬許可業者	(有)高橋商事	函南町上沢 146-1	055-978-7003	
	(有)仲川商事	函南町塚本 429	055-979-6141	
	日本トリートメント産業(株)	函南町軽井沢 281-61	055-974-2322	
	(有)秋山環境サービス	三島市谷田 1982-54	055-972-1434	
	(有)村上商事	函南町仁田 771-11	055-979-0620	
	(有)丸萬産業	清水町の場 37-7	055-976-7844	
	(有)東部クリーンサービス	三島市谷田桜ヶ丘 1505-4	055-971-1439	
	(社)函南町シルバー人材センター	函南町仁田 33	055-979-5325	粗大ごみ
	(有)東豊企業	長泉町南一色 521-1-103	055-986-1190	
	(有)朋栄	函南町塚本 231-2	055-978-7720	
	(株)東部処理	三島市塚原新田 343-1	055-973-0505	
	(株)富士興産	清水町長沢 202-1	055-973-2400	遺品整理品
公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会	静岡市葵区追手町 9-6	054-255-8285		
邦英商興(株)	愛知県名古屋市北区 志賀町 1-18	052-914-2641 055-974-4625	ごみ焼却場処理施設 設運転管理業務委託業者	

災害廃棄物処理に関する応援協定等の一覧（函南町）

分類	協定等の名称	締結年月	協定先	内容
自治体相互応援	一般廃棄物処理に関する災害時の相互援助に関する協定	平成 13 年 3 月	県内全市町及び一部事務組合	一般廃棄物（ごみ・し尿）の適正処理に支障が生じた場合の業務の提供、職員の派遣、物資の提供
	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	平成 17 年 4 月	大田区、品川区、横浜市、大磯町、小田原市、箱根町、三島市、清水町、長泉町、藤枝市、掛川市、袋井市、豊明市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、甲賀市、湖南市、草津市、大津市（20市区町）	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品の提供、並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材、物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	平成 18 年 11 月	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町、小山町、富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（37市町村）	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ・被災者の一時受け入れ施設の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員派遣や他の応援
	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	平成 21 年 4 月	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、清水町、長泉町、小山町、県土地家屋調査士会（12者）	災害時における家屋被害認定調査、り災証明の相談

分類	協定等の名称	締結年月	協定先	内容
自治体相互応援	駿豆線沿線地域活性化協議会災害時における協力に関する協定書	平成 24 年 3 月	三島市、伊豆の国市、伊豆市、伊豆箱根鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における協力体制の強化 ・旅客の安全確保 ・地域住民等への情報提供 ・避難旅客の情報提供 ・物資及び食料の提供
災害情報支援	非常災害放送に関する協定書	平成 9 年 6 月	(株)エフエムみしま・かなみ	災害発生時の非常災害放送
	非常時における非常災害放送に関する協定書	平成 23 年 7 月	静岡エフエム放送(株)	災害発生時の非常災害放送
救助復旧活動支援	災害時における自動車等に必要の燃料の供給に関する協定書	平成 13 年 9 月	静岡県石油商業組合田方支部函南ブロック	自動車用燃料、自家発電機用燃料、暖房用、防災資機材用燃料の提供
	災害時における応援救援活動への応援に関する協定書	平成 19 年 9 月	函南町建設事業防災協力会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における道路、河川等の応急救助活動 ・公共土木施設の応急復旧、人命救助 ・応急仮設住宅の建設 ・被災住宅の応急修理
	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 22 年 5 月	函南町管工事工業会	災害時の上水道の被害状況の把握、応急復旧工事、水道資機材の貸し出し
	函南町災害ボランティア本部の設置運営等に関する協定	令和元年 8 月	社会福祉法人函南町社会福祉協議会	災害時のボランティア支援の体制確保、円滑な災害復旧体制の確保、資機材等の調達・提供
	災害時における被災者支援協力に関する協定書	令和 3 年 2 月	静岡県トラック協会	災害時における物資の緊急・救援輸送、資機材の提供
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成 29 年 8 月	(株)ゼンリン	災害時、訓練時における住宅地図、広域図、インターネット配信サービスの利用
	災害発生時における函南町と函南町内郵便局の協力に関する協定	平成 30 年 3 月	日本郵便(株)、函南郵便局、伊豆仁田駅前郵便局、函南駅前郵便局	災害時における車両の提供、道路障害等の情報提供、避難者情報の相互提供、広報活動等の支援業務

※函南町地域防災計画より一部抜粋

災害廃棄物処理に関する応援協定等の一覧（静岡県）

No.	協定等の名称	締結年月	協定先	内容
1	災害時の応援に関する協定	平成7年11月	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	仮設トイレ、ごみ・し尿収集車の提供及び斡旋。し尿処理施設・ごみ焼却施設の提供
2	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年6月	東京都、千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、山梨県、群馬県、静岡県、埼玉県、長野県	ごみ・し尿処理業務の提供及び斡旋
3	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	平成17年3月	県と静岡県環境整備事業組合（静環協）、県と日本環境保全協会静岡県連合会（保全協）	災害時におけるし尿浄化槽汚泥等の収集運搬について、被災地域の市町から支援協力要請があった場合、原則無償で支援協力
4	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成18年7月	全都道府県	ごみ・し尿処理業務の提供及び斡旋
5	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	平成19年11月	県と社団法人静岡県産業廃棄物協会	大規模災害時における災害廃棄物の処理等について、被災地域の市町又は一部事務組合から支援協力要請があった場合、協会が原則有償で支援協力

※静岡県地域防災計画より一部抜粋

災害廃棄物の組成割合の設定（重量換算）

分類	可燃混合物	不燃混合物	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他	計
割合（％）	15	28	3	47	6	1	100

一般廃棄物処理施設の保有車両・重機一覧

車両・重機名	号車	車両番号	登録年	保管場所
塵芥ダンプ車 (2t MT)	5号車	沼津 44 ゆ 338	平成 8 年	ごみ焼却場
塵芥ダンプ車 (2t MT)	6号車	沼津 44 み 3515	平成 3 年	ごみ焼却場
塵芥ダンプ車 (2t MT)	8号車	沼津 400 せ 3141	平成 14 年	ごみ焼却場
コンテナ車 (4t MT)	10号車	沼津 100 さ 1990	平成 11 年	ごみ焼却場
塵芥車 (パッカー車) (2t MT)	12号車	沼津 88 さ 8836	平成 7 年	ごみ焼却場
塵芥車 (パッカー車) (2t MT)	13号車	沼津 88 さ 5176	平成 2 年	ごみ焼却場
フォークリフト (2,500kg)	—	コマツ FD25T12	平成 12 年	ごみ焼却場
フォークリフト (1,500kg)	—	コマツ FD15T16	平成 12 年	ごみ焼却場
ショベルローダ (1,700kg)	—	コマツ SD25K03	平成 12 年	ごみ焼却場
ショベルローダ (1,000kg)	—	コマツ SD10T05	平成 12 年	ごみ焼却場
糞尿車 (2.7t MT)	1号車	沼津 88 さ 8035	平成 6 年	こだま苑
糞尿車 (2t MT)	2号車	沼津 800 さ 8765	平成 16 年	こだま苑
糞尿車 (4t MT)	3号車	沼津 88 す 2645	平成 10 年	こだま苑
塵芥ダンプ車 (2t MT)	7号車	沼津 44 ら 2815	平成 10 年	こだま苑
油圧パワーショベル (0.8 m ³)	—	コマツ PC200-8N1	平成 21 年	最終処分場

静岡県第4次地震被害想定における指定避難所避難者数の推計結果

NO.	指定避難所	避難対象地区	避難者数 (人)
1	函南中学校	仁田・大土肥・上沢・八ツ溝・新幹線	814
2	東中学校	仁田・柏谷	842
3	函南小学校	仁田・大土肥・上沢・八ツ溝・新幹線	766
4	東小学校	柏谷・平井・畑毛・病院・城山・柿沢台・白道坂・宝蔵台・鶴巻・エンブル	1,196
5	西小学校 ※	間宮・塚本	879
6	桑村小学校	桑原・大竹・冷川・函南・冷川団地・パサディナ・ヒューマンヒルズ	512
7	丹那小学校	丹那・畑・軽井沢・田代・鬢之沢・奴田場・細沢・六本松・ダイヤモンド・エメラルド	154
8	西部コミュニティセンター ※	肥田・日守・新田	257
9	農村環境改善センター	丹那・畑・軽井沢・田代・鬢之沢・奴田場・細沢・六本松・ダイヤモンド・エメラルド	413
10	田方農業高等学校	仁田・塚本	539
合計			6,372

※西小学校と西部コミュニティセンターは水害時には指定避難所として使用不可。

ライフラインの被害想定

種類	災害直後	1日後	1週間後 (電力は4日後)	1か月後 (電力は1週間後)
上水道 (断水率)	99%	98%	62%	15%
下水道 (機能支障率)	3%	78%	3%	1%
電力 (停電率)	89%	78%	0%	0%

※静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）より

一般廃棄物焼却処理施設 高位シナリオ、中位シナリオの条件

	高位シナリオ	中位シナリオ
稼働年数	制約なし	30年超の施設を除外
処理能力	30t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外
処理能力に対する余裕分 ※1	制約なし (ゼロの場合は除外)	10%未満の施設を除外
分担率 ※2	20%	10%

※1 年間処理能力から年間処理量（実績）を差し引いた値

※2 通常の一般廃棄物と一緒に受入れを想定したときの年間処理量（実績）に対する災害廃棄物量の割合

一般廃棄物最終処分場 高位シナリオ、中位シナリオの条件

	高位シナリオ	中位シナリオ
残余年数	10年未満の施設を除外	
分担率 ※1	40%	20%

※1 埋立容量に対する割合

仮置場必要面積算定条件

	内 容	条 件
ア	災害廃棄物発生量	11,000 t (10,000 m ³)
イ	仮置量	災害廃棄物発生量一年間処理量（災害廃棄物発生量／処理期間）
ウ	仮置廃棄物	可燃系、不燃系
エ	見かけの比重	可燃物 0.4 t/m ³ 、不燃物 1.1 t/m ³
オ	積み上げ高さ	5m
カ	作業スペースの割合	1
キ	処理期間	3年

ク	一次仮置場	可燃物＝可燃混合物＋木くず 不燃物＝不燃混合物＋コンクリートがら＋金属くず＋その他
ケ	二次仮置場	可燃物＝可燃混合物 不燃物＝不燃混合物＋その他
コ	必要面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

一次仮置場面積

可燃物	1,320 m ²
[算定式] 仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合) ＝(1,980 t－660 t)÷0.4 t/m ³ ÷5m×(1+1)	
不燃物	2,187 m ²
[算定式] 仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合) ＝(9,020 t－3,007 t)÷1.1 t/m ³ ÷5m×(1+1)	

二次仮置場面積

可燃物	1,534 m ²
[算定式] 仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合) ＝(2,301 t－767 t)÷0.4 t/m ³ ÷5m×(1+1)	
不燃物	1,238 m ²
[算定式] 仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合) ＝(5,108 t－1,703 t)÷1.1 t/m ³ ÷5m×(1+1)	

最終処分場の埋立実績と残余容量

年度	不燃残渣 (t)	埋立量堆積換算 (m ³)	
		不燃残渣 転圧後比重 1.00 t / 0.85	埋立地全体残量 (m ³)
平成 29 年度	21.69	25.52	5,048.02
平成 30 年度	18.52	21.79	5,026.23
令和元年度	443.67	521.96	4,504.27
令和 2 年度	173.51	204.13	4,300.14
令和 3 年度	158.70	186.70	4,113.44
平均	163.22	192.02	—

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

- 生活ごみは、通常のごみ収集日に、ごみ置場に出してください。
- 豪雨**により家庭で使えなくなった家具等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ・身分証明書を必ず持参してください。



■仮置場では、誘導員にしたがって決められた場所に置いてください。

場所： _____ ※裏面をご覧ください。 開設期間： _____ 月 _____ 日まで 9：00～16：00

<p>燃やせるごみ (プラスチック・衣類)</p>	<p>ガラス・陶磁器</p> <p>瓦・ブロックくず</p>	<p>金属類</p> <p>小型の家電製品</p>
<p>畳・ソファ・ふとん</p>	<p>木製家具</p>	<p>家電4品目</p>

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティア支援要請窓口（函南町社会福祉協議会 電話番号 055-978-9288）へご相談ください。

【問合先】 函南町役場 環境衛生課 電話番号 055-979-8112

【仮置場案内図】



【〇〇仮置場の分別配置図】

